

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第51号

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表法別表第1 95の項に規定する事務の項の次に次の1項を加える。

法別表第1 97の項に規定する事務	(1) 小児慢性特定疾病医療費関係情報 (2) 生活保護等実施関係情報 (3) 住民税関係情報 (4) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (5) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (6) 特別児童扶養手当関係情報 (7) 障害児福祉手当等関係情報 (8) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (9) 介護保険給付関係情報
-------------------	--

第2条 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表法別表第1 97の項に規定する事務の項中「97」を「98」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第21条の規定の施行の日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)